

④社会的包摂の実現と 「新しい公共」の推進

■具体的な施策等

- 「新しい公共支援事業」を通じた支援
- ジャパン・プラットフォームによる被災地支援事業
- 地域コミュニティの再生支援
- 多様な主体の協働による新たな地域づくり

「新しい公共支援事業」等を通じた支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④ 社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(ii)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ NPO等の民間非営利組織が主体となった東日本大震災の被災地の復興に向けた取組や被災地の支援を推進するため、NPO等の運営力強化に向けた取組に対する支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県、宮城県、福島県が、中間支援組織等を通じた個別のNPO等の資金獲得やNPO会計基準等の基礎的能力の向上を目的とした講習会等を実施した。 ・ 岩手県、宮城県、福島県において、NPO等の運営力強化を図ることとする人材育成、ネットワーク形成に係る先駆的な取組に対して支援を実施した。 		
当面(今年度中)の取組み		
○ 引き続き、被災3県において、NPO等の運営力強化に向けた取組に対する支援を行う。		
中・長期的(3年程度)取組み		
○ 関係省庁において、NPO等支援に係る必要な施策を適切に推進する。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 自立して活動できるNPO等による中・長期的な復興支援・被災者支援の継続を実現。		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
平成 27 年度予算 233,527 千円【復興特会】		

ジャパン・プラットフォームによる被災地支援事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	外務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(ii)NPO、国際協力分野のNGO、地元企業、地縁組織等の多様な主体が主導する「新しい公共」による被災地域の復興を促進する	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
<p>(1) 震災発生以降、ジャパン・プラットフォーム(JPF)は被災地のニーズに応える支援を積極的に展開し、民間から寄せられた約 72 億円の寄附金のうち、これまでに約 64 億円を活用して、被災地の復興への歩みを支える重要な役割を担ってきた(計 351 事業を実施)。</p> <p>(2) 平成 26 年度は、JPF加盟のNGOやその他NPOによる支援活動は、「共に生きる」ファンドで事業申請を受け付け、計 45 事業を実施し、合計約 2.7 億円を被災地に投じた。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>仮設から災害公営住宅等への移転が始まり、地域再生に向けた動きが進む中、平成 27 年度は、JPFとして、生業支援、コミュニティ支援、セーフティネット支援、コーディネート・サポートを重点分野として、NGOの強みや特徴を生かしたきめ細かい支援活動への助成を展開する。また、特に被災地内にあるNGO/NPO等の運営体制強化、支援者同士の連携調整強化をサポートし、被災地における持続的な復興の土壌づくりに貢献する。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>JPFとして、被災地におけるNGOに対する支援ニーズ、JPFとしての役割、JPFに対する民間からの寄附動向等も見定めつつ、平成 28 年度末まで、被災地支援活動を継続し、被災地の迅速かつ包括的な復興に貢献していく。平成 29 年度以降については別途検討していく。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>JPFとして、民間から寄せられた寄附金(約 72 億円)を迅速に被災地の支援に投じ、被災地の復興に寄与する。</p>		
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況		
<p>復興を主目的とするNGO/NGO支援に対する特別な予算措置はなし。</p>		

地域コミュニティの再生支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(i) ワンストップ型の相談に取り組む	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年 3 月 11 日から、震災に起因する生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV 被害者など社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24 時間 365 日無料の電話相談窓口を設置するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を行い、具体的な解決に繋げる寄り添い型相談支援事業を実施。 ○ 平成 25 年度からは、被災地専用ダイヤルを設け、被災者からの相談を優先して実施。 ○ 平成 26 年度は、県外避難者からの相談を受け付ける専門ラインを常設し、広域避難者の抱える生活上の悩みにも対応。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災3県の事業全体を統括するために、中央センターを設置するとともに、被災3県に地域センターを設置し、相談者からの具体的な問題解決にむけた支援等を実施。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 震災に伴う様々な影響により、多様な問題を抱える人が、いつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、引き続きワンストップ型の相談支援を実施していく。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者に対するワンストップ型の電話相談を通して、対面相談のみでは現れにくい支援ニーズを表面化させ、誰をも排除しない包摂型の社会づくりを行っていくことは、被災者の心の支えとなり、被災地の復興につながるものである 		
「平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況」		
平成 27 年度予算 ・寄り添い型相談支援事業(被災地支援事業) 復興特会 4.4 億円		

多様な主体の協働による新たな地域づくり		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	(1)⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等 (4)④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(1)⑤(iii) (4)④(ii)	平成 27 年 5 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度は、地方公共団体、地域金融機関、NPO 等で構成される地域づくり活動支援体制構築に対する補助を行うことで、多様な主体による事業型の地域づくり活動を推進し、地方部における地域の活性化を図り、全国に9件の地域づくり活動支援体制を構築した。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体、地域金融機関、NPO 等で構成される地域づくり活動支援体制構築に対する補助を行うことで、多様な主体による事業型の地域づくり活動を推進し、被災地を含め地方部における地域の活性化を図る。また、地域の人手不足を解消し、担い手を確保するため、この中間支援の対象となる地域づくり活動が多役・多業型である場合には、この地域づくり活動自体に要する経費についても補助する。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> 被災地を含め、地域づくり活動支援体制構築に対し補助を行い、多様な主体による事業型の地域づくり活動を推進し、被災地を含め地方部における地域の活性化を行う。同時に、地域づくり活動支援体制どうしが連携できる全国ネットワークを立ち上げ、地域づくり活動を重層的に支える環境を整備する。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> 地方における地域資源を活かした多様な主体による新たな地域ビジネス等が創出され、地域の活性化が図られる。 		
平成 27 年度予算における予算措置状況		
<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体の連携による地方部の地域づくり推進経費 38 百万円 		